

申請書類作成時のお願い

紫波町産業部地球温暖化対策課

申請書

☐ 申請は設備ごとに分けてください。

(ただし、太陽光発電設備と蓄電池がセットの場合は同じ申請書でも構いません。)

☐ 申請者と見積書の名義は同一にしてください。

見積書

☐ 見積依頼は脱炭素センターが行いますが、見積書は住民（申請者）へ期限までにご提出ください。※登録事業者のみ

☐ 見積における公正な競争の促進や不正行為の排除の徹底をお願いします。

☐ 国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」に記載された各設備の要件を確認しながら見積書を作成するようにお願いします。

☐ 見積書の作成にあたっては、現地を確認するとともに、住民（申請者）の意向を再確認いただくようお願いします。

☐ 見積書は原本を提出してください。

お手数ですが、住民の方へは「申請用」と「本人控え」の2部をお渡しください。

☐ 電気工事や分電盤に関する工事が含まれる場合は電力会社が負担する費用を除外してください。

☐ 旧設備の撤去費用と、新設備の設置費用は分けて記載してください。

(旧設備の撤去費用は補助対象外となるため)

☐ 太陽光発電設備と蓄電池は、諸経費を分けて記載してください

☐ 合計金額は税込で記載してください。

☐ 値引きがある場合は、品目ごとに審査するため、品目ごとに値引き後の金額を記載してください。

☐ 見積書に補助金の見込み額等を記載しないでください。

交付決定・工事着手

☐ 工事着手は補助金の交付決定後に開始するようお願いします。

☐ 補助金交付決定通知書は、住民（申請者）に直接届くので、住民（申請者）と連絡が取りやすい体制の構築をお願いします。

(裏面へ)

実績報告書

- 実績報告書には、施工前・施工中・施工後の写真が必要になります。撮り忘れないようにお願いします。
- 添付書類のうち契約書については、請書、注文書で代替可能です。
- 添付書類のうち領収書を設備ごとに分けられない場合は、設備ごとの内訳を添付してください。
- 実績報告書の事業期間の欄には、実際の工事期間を記入してください。
(契約書に記載されている期間内であれば問題ありません。)

その他

- 自社の営業の手段として本補助金制度を活用していただいて構いませんが、本補助金制度の要領等を熟読のうえで、行っていただきますようお願いいたします。(各メニューにおいて補助対象となる条件がありますので、事前にご確認ください。)

- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-1-CDS-jisshi-yoko-240301.pdf>

- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙 1

※各設備の要件については、こちらをご参照ください。

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-2-CDS-jisshi-yoko-ex1-senko-chiiki-taisho-yoken-240301.pdf>

- ・紫波町脱炭素先行地域づくり事業設備設置費補助金交付要綱

https://www.town.shiwa.iwate.jp/soshiki/2/2_1_6/169640254723469/

ご不明の点がありましたら、脱炭素センター（紫波町地球温暖化対策課内）へお問い合わせください。

お問い合わせ先 紫波町脱炭素センター（紫波町産業部地球温暖化対策課内）

電話 : 019-672-2111（内線 2251）

FAX : 019-672-2311

e-mail : ontai@town.shiwa.iwate.jp

担当 : 三ヶ森、浅沼、菅原、内村、竹下、吉田（紫波太陽エネルギー株式会社）

※紫波太陽エネルギー株式会社とは、紫波町内の脱炭素化を推進するために設立された第3セクターであり、現在、役場地球温暖化対策課内に設置されています。